

事務連絡

令和5年4月10日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会

常務理事 稲田 浩二

令和4年度旅客自動車運送事業報告書および輸送実績報告書の
電子提出に関する周知について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、今般、国土交通省自動車局旅客課長補佐より、周知依頼がありました。

内容としては、政府のDX・デジタルガバメントの取組に合わせ、国土交通省自動車局においても、申請手続等のオンライン化に向けて検討を進めており、この度、令和4年度の旅客自動車運送事業報告書・輸送実績報告書の提出にあたって、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業に係る報告書について、Excel データによるメール提出をお願いするものです。

つきましては、貴協会におかれましても、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

【国土交通省 HP】

一般乗合および一般貸切旅客自動車運送事業に係る報告について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000113.html

担当:業務部 松浦

TEL 03-3216-4014

FAX 03-3216-4016

事務連絡
令和5年4月5日

公益社団法人日本バス協会 ご担当者 各位

国土交通省自動車局
旅客課課長補佐

令和4年度旅客自動車運送事業報告書および輸送実績報告書の
電子提出に関する周知について（協力依頼）

標記について、貴会員事業者における下記報告を電子データにより提出頂きますよう周知ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、詳細（事業報告書および輸送実績報告書の指定様式含む）については以下 URL に掲載しておりますので、併せて事業者への周知のほどよろしくお願いいたします。

【https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000113.html】

記

1. 令和4年度旅客自動車運送事業報告書の提出
 - ・ 旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告
 - ・ 対象事業者：報告規則第2条に規定する旅客自動車運送事業者
 - ・ 提出方法：報告規則に規定する指定様式については可能な限り Excel 形式（※）にて提出
 - ・ 提出期限：事業年度の経過後100日以内
2. 令和4年度旅客自動車運送輸送実績報告書の提出
 - ・ 旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告
 - ・ 対象事業者：報告規則第2条に規定する旅客自動車運送事業者
 - ・ 提出方法：報告規則に規定する指定様式については可能な限り Excel 形式（※）にて提出
 - ・ 提出期限：令和5年5月31日まで

※ 各種報告の提出方法については、Excel 形式（指定アドレスへの電子メールによる提出）のみとし、「e-gov」や「旅客自動車運送事業者報告情報管理・集計システム」による提出は極力お控えください。

以上